

京都市保健所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成29年6月2日

京都市長 門川 大作

京都市規則第18号

京都市保健所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市保健所条例の一部を改正する条例（平成29年6月2日京都市条例第1号）
中第1条第1項の改正規定の施行期日は、平成29年6月5日とする。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）